景観法運用指針 新旧対照表

改正後	現行
景観法運用指針	景観法運用指針
平成16年12月	平成16年12月
改正:平成17年6月	改正:平成17年6月
平成17年9月	平成17年9月
平成21年12月	平成21年12月
平成23年9月	平成23年9月
平成26年7月	平成26年7月
平成28年3月	平成28年3月
平成30年4月	平成30年4月
令和 4年3月	令和 4年3月
<u> </u>	
国土交通省	国土交通省
農林水産省	農林水産省
環境省	環境省
I ~Ⅲ (略)	I ~Ⅲ (略)
IV 景観法の運用に当たっての基本的考え方	IV 景観法の運用に当たっての基本的考え方
1・2 (略)	1・2 (略)
3 関連行政との連携	3 関連行政との連携

法は、「都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進」することを目的としており、その対象は、都市、農山漁村、自然公園区域等の広範な地域に及ぶものであることから、関係する各部局との連携により、円滑かつ一体的な効果の発現が望まれる。

特に、法において措置されている「景観重要公共施設」、「景観農業振興 地域整備計画」、「市町村森林整備計画の変更」、「自然公園法の特例」に ついては、景観担当部局と、それぞれ担当する公共施設担当部局、農政 部局、林務担当部局、自然環境部局との連携により、積極的に活用するこ とが望ましい。

また、文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)により、文化財の一類型として「文化的景観」が創設されたところであるが、このうち、重要文化的景観は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第134条第1項の規定により、景観計画区域又は景観地区が指定されている地域から、都道府県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定することとされているものであり、文化財保護の観点からの都道府県又は市町村の教育委員会の要請・協議等がある場合には、連携を図りつつ、必要な規制誘導施策について、積極的に検討するべきである。

都市部においては、都市計画担当部局との連携を図るべきである。法においては、第3章において、都市計画である景観地区の規定、景観地区に準ずる規制を行う準景観地区の規定、都市計画である地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する規定を定めており、都市計画手法を良好な景観形成のための主要な規制誘導手法として位置づけているところである。このため、景観担当部局と都市計画担当部局が、緊密に情報交換を図り、相乗的な効果を狙いとして連携して施策の実施を行う

法は、「都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進」することを目的としており、その対象は、都市、農山漁村、自然公園区域等の広範な地域に及ぶものであることから、関係する各部局との連携により、円滑かつ一体的な効果の発現が望まれる。

特に、法において措置されている「景観重要公共施設」、「景観農業振興 地域整備計画」、「市町村森林整備計画の変更」、「自然公園法の特例」に ついては、景観担当部局と、それぞれ担当する公共施設担当部局、農政 部局、林務担当部局、自然環境部局との連携により、積極的に活用するこ とが望ましい。

また、文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)により、文化財の一類型として「文化的景観」が創設されたところであるが、このうち、重要文化的景観は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第134条第1項の規定により、景観計画区域又は景観地区が指定されている地域から、都道府県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定することとされているものであり、文化財保護の観点からの都道府県又は市町村の教育委員会の要請・協議等がある場合には、連携を図りつつ、必要な規制誘導施策について、積極的に検討するべきである。

都市部においては、都市計画担当部局との連携を図るべきである。法においては、第3章において、都市計画である景観地区の規定、景観地区に準ずる規制を行う準景観地区の規定、都市計画である地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する規定を定めており、都市計画手法を良好な景観形成のための主要な規制誘導手法として位置づけているところである。このため、景観担当部局と都市計画担当部局が、緊密に情報交換を図り、相乗的な効果を狙いとして連携して施策の実施を行う

ことにより、良好な景観形成の効果の効率的かつ効果的な発現が可能となるものであるので、特に積極的な連携を図ることが必要である。例えば、景観計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合、及び市町村である景観行政団体が定める場合には、市町村の都市計画に関する基本的な方針への適合が求められているところであるが、都市計画部局との連携により、これらの方針に景観上の考え方を盛り込み、都市計画決定及び変更に当たっての必要な配慮を行う等が考えられる。また、景観計画、景観地区等の法に基づく措置と、高度地区、風致地区、地区計画等の良好な景観の形成に大きな効果を持つ都市計画手法について、互いに補完若しくは役割分担し、又は相乗的な効果を発揮するよう定めることにより、それぞれの制度の特徴を活かした適切な連携が可能となるよう留意する必要がある。具体的には、地域の景観上の特性、土地利用の現況及び将来の動向、用途や容積率等の設定状況等を勘案しつつ、目標とする景観像の実現のために、良好な景観の形成に向けて適切な規制対象及び規制手法を選択し、必要な内容を過不足なく定めることが望ましい。

また、景観の要素として建築物が大きく影響することから、建築担当部局との連携を図るべきである。例えば、建築基準法(昭和25年法律第201号)第50条に基づく条例や地区計画等の建築条例の活用、総合設計制度や一団地認定制度、連担建築物設計制度の適用に当たっての景観上の配慮など、同法に基づく各種規制誘導措置との連携や役割分担を図ることが望ましい。

なお、良好な景観の形成を図る上で、重要な景観資源である緑地や樹木の保全、都市緑化の推進を図ることが有効であることから、緑地保全・緑化担当部局との連携を図るべきである。

ことにより、良好な景観形成の効果の効率的かつ効果的な発現が可能となるものであるので、特に積極的な連携を図ることが必要である。例えば、景観計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合、及び市町村である景観行政団体が定める場合には、市町村の都市計画に関する基本的な方針への適合が求められているところであるが、都市計画部局との連携により、これらの方針に景観上の考え方を盛り込み、都市計画決定及び変更に当たっての必要な配慮を行う等が考えられる。また、景観計画、景観地区等の法に基づく措置と、高度地区、風致地区、地区計画等の良好な景観の形成に大きな効果を持つ都市計画手法について、互いに補完若しくは役割分担し、又は相乗的な効果を発揮するよう定めることにより、それぞれの制度の特徴を活かした適切な連携が可能となるよう留意する必要がある。具体的には、地域の景観上の特性、土地利用の現況及び将来の動向、用途や容積率等の設定状況等を勘案しつつ、目標とする景観像の実現のために、良好な景観の形成に向けて適切な規制対象及び規制手法を選択し、必要な内容を過不足なく定めることが望ましい。

また、景観の要素として建築物が大きく影響することから、建築担当部局との連携を図るべきである。例えば、建築基準法(昭和25年法律第201号)第50条に基づく条例や地区計画等の建築条例の活用、総合設計制度や一団地認定制度、連担建築物設計制度の適用に当たっての景観上の配慮など、同法に基づく各種規制誘導措置との連携や役割分担を図ることが望ましい。

なお、良好な景観の形成を図る上で、重要な景観資源である緑地や樹木の保全、都市緑化の推進を図ることが有効であることから、緑地保全・緑化担当部局との連携を図るべきである。

さらに、景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導は、良好な景観の形成に極めて重要であることから、屋外広告物担当部局との連携を図るべきである。

また、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであるため、無電柱化担当部局との連携により、積極的に無電柱化を図るべきである。

また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の環境アセスメント手続、 森林法の林地開発許可及び保安林の指定の解除、自然公園法(昭和32 年法律第161号)の行為許可、再生可能エネルギー電気の利用の促進に 関する特別措置法(平成23年法律第108号)の事業計画認定に関わる手 続等、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する手続については、関 係部局との連携を図り、積極的に景観配慮に関する情報共有を行うことが 望ましい。

なお、今後の人口減少、高齢者の増加に対応してコンパクトなまちづくりが推進されていく中で、政策的に都市機能・居住の集約が進められる地域の外側では低未利用地が増加することが想定されることから、このような建築物の建築等が当面見込まれない土地についても、地域の景観と調和しつつ良好な景観の形成を図るため、都市計画担当部局や緑地保全・緑化担当部局など関係部局との連携を図り、例えば空き地の緑化等、必要な措置を講じることが望ましい。

4~6 (略)

V 法の運用の在り方

1 景観計画

(1)・(2) (略)

さらに、景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導は、良好な景観の形成に極めて重要であることから、屋外広告物担当部局との連携を図るべきである。

また、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであるため、無電柱化担当部局との連携により、積極的に無電柱化を図るべきである。

なお、今後の人口減少、高齢者の増加に対応してコンパクトなまちづくりが推進されていく中で、政策的に都市機能・居住の集約が進められる地域の外側では低未利用地が増加することが想定されることから、このような建築物の建築等が当面見込まれない土地についても、地域の景観と調和しつつ良好な景観の形成を図るため、都市計画担当部局や緑地保全・緑化担当部局など関係部局との連携を図り、例えば空き地の緑化等、必要な措置を講じることが望ましい。

4~6 (略)

V 法の運用の在り方

1 景観計画

(1)・(2) (略)

- (3) 景観計画に定める事項
 - ① (略)
 - ② 個別事項についての考え方

1)~7) (略)

8) 自然公園法の許可基準

国立・国定公園の区域内に自然景観と一体となった集落が存在する場合等、景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部は重複する可能性がある。このため、本事項では、自然公園法に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観の形成促進のための措置が相互に連携、調整を図りつつ一体的に行われるよう、国立・国定公園の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成に必要な上乗せの許可基準を定められるようにしたものである。

当該一定の行為は、令第3条により、①工作物(8)においてのみ 建築物を含む。)の新築又は増改築、②広告物類の掲出若しくは設 置又は広告類の工作物等への表示、③屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、 送水管等の色彩の変更とされており、例えば、①について、工作物 の高さをそろえる、工作物の壁面線をそろえる等、②について、広 告物等の色彩、意匠及び規模を統一する等、③について、色彩を 統一する等、自然公園法に基づく規制について上乗せの許可基準 を景観計画に定めることが考えられる。

- (3) 暑観計画に定める事項
 - ① (略)
 - ② 個別事項についての考え方 1)~7) (略)
 - 8) 自然公園法の許可基準

国立・国定公園の区域内に自然景観と一体となった集落が存在する場合等、景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部は重複する可能性がある。このため、本事項では、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観の形成促進のための措置が相互に連携、調整を図りつつ一体的に行われるよう、国立・国定公園の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成に必要な上乗せの許可基準を定められるようにしたものである。

当該一定の行為は、令第3条により、①工作物(8)においてのみ 建築物を含む。)の新築又は増改築、②広告物類の掲出若しくは設 置又は広告類の工作物等への表示、③屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、 送水管等の色彩の変更とされており、例えば、①について、工作物 の高さをそろえる、工作物の壁面線をそろえる等、②について、広 告物等の色彩、意匠及び規模を統一する等、③について、色彩を 統一する等、自然公園法に基づく規制について上乗せの許可基準 を景観計画に定めることが考えられる。 なお、当該上乗せの許可基準を定める際には、国立・国定公園 の区域内であることのみを理由として、これらの公園外と比較して特 に厳しく規定することがないよう留意する必要がある。

- ③ (略)
- (4) 策定·変更手続
- $(1)\sim(4)$ (略)
- ⑤ 複数市町村による景観計画の共同策定

広域的な景観形成に取り組む市町村が周辺地域と一体性を確保する場合や、執行体制・ノウハウが不十分な場合、一の市町村で策定するよりも良好な景観形成を促進できる場合などは、複数市町村による景観計画の共同策定を行うことも考えられる。

- (5) (略)
- (6) 行為の規制等
- ① (略)
- ② 勧告及び変更命令

1)~3) (略)

- 4) 法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を90日を超えない範囲で延長することが可能とされているものであるが、実地の調査(高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む。)をする等の合理的な理由に必要な範囲の期間とし、いたずらに長い期間とするべきではない。
- ③ (略)
- 2 (略)
- 3 景観重要建造物及び景観重要樹木

なお、当該上乗せの許可基準を定める際には、国立・国定公園 の区域内であることのみを理由として、これらの公園外と比較して特 に厳しく規定することがないよう留意する必要がある。

- ③ (略)
- (4) 策定•変更手続
- ①~④ (略)

(新設)

- (5) (略)
- (6) 行為の規制等
- ① (略)
- ② 勧告及び変更命令
- 1)~3) (略)
- 4) 法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を90日を超えない範囲で延長することが可能とされているものであるが、実地の調査をする等の合理的な理由に必要な範囲の期間とし、いたずらに長い期間とするべきではない。
- ③ (略)
- 2 (略)
- 3 景観重要建造物及び景観重要樹木

(1)~(4) (略)

(5) 台帳

景観行政団体は、規則第 18 条第 1 項及び二省省令第 9 条第1項により、景観重要建造物又は景観重要樹木に関し、指定番号及び指定年月日、名称又は樹種、所在地、所有者の氏名及び住所並びに指定の理由となった景観重要建造物の外観の特徴又は景観重要樹木の樹容の特徴、景観重要建造物にあっては、法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲について、台帳を作成し、これを保管しなければならないこととされている。その際、当該台帳については、景観行政団体の事務所に備え付け、縦覧を可能とするなどの情報開示措置を行うことが望ましい。なお、縦覧については、令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」にて、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」及び「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされたことに鑑み、インターネット等の電磁的方法による閲覧も可能とすることが望ましい。

建造物については、法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲について記載し(規則第 8 条第 1 項第 6 号)、併せてこれらの範囲を表示する図面を保管することとされている(規則第 18 条第 3 項)が、これは、物件の範囲を明確に示す必要があるためであることから、土地の区域界が明瞭に判別できる図面とすべきであり、例えば、1000 分の 1 程度の図面とすることが考えられる。

(6) • (7) (略)

(1)~(4) (略)

(5) 台帳

景観行政団体は、規則第 18 条第 1 項及び二省省令第 9 条第1項により、景観重要建造物又は景観重要樹木に関し、指定番号及び指定年月日、名称又は樹種、所在地、所有者の氏名及び住所並びに指定の理由となった景観重要建造物の外観の特徴又は景観重要樹木の樹容の特徴、景観重要建造物にあっては、法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲について、台帳を作成し、これを保管しなければならないこととされている。その際、当該台帳については、景観行政団体の事務所に備え付け、縦覧を可能とするなどの情報開示措置を行うことが望ましい。

建造物については、法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲について記載し(規則第 8 条第 1 項第 6 号)、併せてこれらの範囲を表示する図面を保管することとされている(規則第 18 条第 3 項)が、これは、物件の範囲を明確に示す必要があるためであることから、土地の区域界が明瞭に判別できる図面とすべきであり、例えば、1000 分の 1 程度の図面とすることが考えられる。

(6) • (7) (略)

4 (略)

- 5 景観農業振興地域整備計画等
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 景観農業振興地域整備計画の決定手続
 - 1)~6) (略)
 - 7) 法第55条第4項において準用する農振法第12条第2項の規定 に基づき、景観農業振興地域整備計画書又はその写しを縦覧に供 するときは、景観農業振興地域整備計画に関する省令第3条の規 定によるほか、あらかじめ縦覧の場所等について関係者に周知させ ることが望ましい。なお、縦覧については、令和4年6月にデジタル 臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規 制の一括見直しプラン」にて、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点 検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」及び「往訪閲覧・縦 覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこ ととされたことに鑑み、インターネット等の電磁的方法による閲覧も 可能とすることが望ましい。
 - 8) 一の市町村で策定するよりも良好な景観形成を促進できる場合は 複数市町村による景観農業振興地域整備計画の共同策定を行うことも考えられる。
 - (4)~(7) (略)
- 6 (略)
- 7 準景観地区
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 準景観地区の指定
 - ①•② (略)

- 5 景観農業振興地域整備計画等
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 景観農業振興地域整備計画の決定手続
 - 1)~6) (略)
 - 7) 法第55条第4項において準用する農振法第12条第2項の規定に基づき、景観農業振興地域整備計画書又はその写しを縦覧に供するときは、景観農業振興地域整備計画に関する省令第3条の規定によるほか、あらかじめ縦覧の場所等について関係者に周知させることが望ましい。

(新設)

(4)~(7) (略)

- 6 (略)
- 7 準景観地区
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 準景観地区の指定
 - ①•② (略)

③ 指定•麥更手続

1) 基本的考え方

市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、法第74条第2項の規定により、あらかじめ、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければならないこととされている。なお、縦覧については、令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」にて、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」及び「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされたことに鑑み、インターネット等の電磁的方法による閲覧も可能とすることが望ましい。この場合、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該区域の案について市町村に意見書を提出することができることとされている。

準景観地区の指定・変更手続は、自治事務であることから、市町村の判断において、条例で手続を付加することは当然可能であるが、法に規定する手続は、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続として定めているものであり、条例によって手続を簡素化することは許されないものである。また、準景観地区の円滑な指定・変更を図るために、積極的に条例による手続の付加について検討することが望ましい。例えば、準景観地区の指定・変更に当たり、市町村で独自に設置した景観審議会等の第三者機関の意見を聞くものとすること、住民参加や住民提案の手続等の住民の意

③ 指定•変更手続

1) 基本的考え方

市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、法第74条第2項の規定により、あらかじめ、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければならないこととされている。この場合、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該区域の案について市町村に意見書を提出することができることとされている。

準景観地区の指定・変更手続は、自治事務であることから、市町村の判断において、条例で手続を付加することは当然可能であるが、法に規定する手続は、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続として定めているものであり、条例によって手続を簡素化することは許されないものである。また、準景観地区の円滑な指定・変更を図るために、積極的に条例による手続の付加について検討することが望ましい。例えば、準景観地区の指定・変更に当たり、市町村で独自に設置した景観審議会等の第三者機関の意見を聞くものとすること、住民参加や住民提案の手続等の住民の意

見を反映させるための措置を定めること等が考えられる。	見を反映させるための措置を定めること等が考えられる。
2) (略)	2) (略)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
8~11 (略)	8~11 (略)